

豊橋市公金の運用等に係る見積合わせへの参加等を停止する措置に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、豊橋市公金管理指針（平成23年4月1日施行）第2-1-(4)-①（同指針第2-2-(1)-本文、第2-2-(2)、第2-3-本文及び第2-4においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、及び銀行等引受債の発行による資金の調達を適正に行うため、本市の公金の運用又は資金の調達に係る見積合わせに参加すること、又は単独の随意契約の相手方となることを停止する措置（以下「見積合わせへの参加等を停止する措置」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 見積合わせへの参加等を停止する措置

1 見積合わせへの参加を停止する措置

(1) 停止事由

豊橋市公金の運用等に係る見積合わせへの参加等のために必要な基準に関する要綱（平成23年4月1日施行）に規定する見積合わせへの参加のために必要な基準を満たす金融機関又は証券会社（以下「基準適合金融機関等」という。）が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該基準適合金融機関等に対し、当該見積合わせへの参加を停止する措置を行うことができる。見積合わせへの参加を通知した後に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合においても、また同様とする。

- ① その役員又は使用人が贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたこと。
- ② その役員又は使用人が会社法（平成17年法律第86号）、銀行法（昭和56年法律第59号）、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）その他その業務に関連する法令に違反する容疑により逮捕又は起訴されたこと。

③ ①及び②に定めるもののほか、その役員又は使用人がその業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったため、見積合わせに参加させることが適当でないと認められること。

(2) 停止期間

見積合わせへの参加を停止する期間は、3か月以上18か月以内とし、市長が決定する。

2 単独の随意契約の相手方となることを停止する措置

見積合わせへの参加を停止する措置の例による。

3 雑則

この要綱に定めるもののほか、基準適合金融機関等に対する見積合わせへの参加等を停止する措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(豊橋市公金の運用並びに借入れにおける金融機関の取り扱いに関する内規の廃止)

2 豊橋市公金の運用並びに借入れにおける金融機関の取り扱いに関する内規(平成20年1月23日施行)は、廃止する。

(豊橋市公金の運用並びに借入れにおける金融機関の取り扱いに関する内規の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の豊橋市公金の運用並びに借入れにおける金融機関の取り扱いに関する内規の規定によりなされた基準適合金融機関等に対する見積合わせへの参加等を停止する措置は、この要綱の相当規定によりなされた基準適合金融機関等に対する見積合わせへの参加等を停止する措置とみなす。